

佐志小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

自ら学ぶ意欲と思いやりの心を持ち、心身ともに健康な人間性豊かな子供を育てる。

家庭・地域との連携

- ・PTA
- ・子ども110番の家
- ・民生委員
- ・学校評議委員

【いじめ対策委員会】

- 目的 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実行的、且つ組織的に行う。
- 組織構成
校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、養護教諭、必要に応じて学校運営協議会委員、SSW、SC等外部専門家

関係機関との連携

- ・教育委員会
- ・いじめ問題対策連絡協議会
- ・警察
- ・子ども支援課
- ・児童相談所

【いじめの防止（未然防止）】

- 互いのよさを認め合い協力しあう、いじめを絶対にゆるさない学級の仲間づくりに努める。
- 全教育活動を通じて、思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を養い、人権意識を高める。
- 学校と家庭・地域が連携し、児童との会話を大切にしながら、日々の様子を把握し、共有できるようにする。
- 地域行事等で児童に豊かな体験活動を経験させ、社会性や情操を育む。

【いじめ防止のための取組】

- ・心の教育推進委員会
- ・ケース会議
- ・児童会主催の全校による行事（人権集会・みんなで遊ぶ日等）
- ・人権月間での取組（人権月間の授業実践、職員研修、人権標語・ポスターの作成、人権集会）
- ・いじめに関するアンケートや教育相談の実施と検証、共通理解・実践
- ・SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）との連携
- ・いじめ問題を考える日（毎月5日）
- ・いじめ問題を考える週間
- ・構成的グループエンカウンター
- ・情報モラル教育
- ・職員研修

【いじめの早期発見】

- 児童の様子や交友関係に気を配り、ささいなことでも話ができる信頼関係づくりに努める。
- 実態調査（アンケートや日記、見取り）を定期的に行い、事実を検証しながら正確に把握し、情報を共有する。
- 児童等との定期的な教育相談や、家庭との教育相談（7月）などを行い、地域・家庭と連携して児童を見守る。

【いじめに対する措置】

- 児童等から相談を受け、いじめの事実があると思われるときには、該当学級担任、教頭、校長へ報告し、生徒指導主任を中心に情報共有を行い、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。（個人で判断せず、組織に報告・相談し、情報の集約と共有化を図る。）
- いじめがあったことが確認された場合には、直ちにいじめをやめさせると共に、その再発を防止するため、複数の教職員によって、SCやSSW等の協力を得つつ、いじめを受けた児童等とその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を行う。
- いじめの事実に関わる情報を双方の保護者に十分説明し、適切な連携を図る。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処し、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な支援を求める。

【資料】

- ・いじめ対策必携
- ・町いじめ防止基本方針等



いじめについて

さつま町立佐志小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
- ② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

3 具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ くつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・ 人前で衣服を脱がされる
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・ SNSのグループからわざと外される

4 いじめの防止・早期発見

教育課程「生徒指導に関する問題の発生から処理まで」「佐志小学校いじめ防止基本方針」を参照

5 学校における組織的ないじめ対応の流れ

学級担任等が一人で抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応する。

いじめの発見（いじめかどうか判断できない場合も、直ちに止めさせ、話を聞く。）

①情報を集め組織的に共有する 学級担任、生徒指導主任、教頭、校長へ報告 組織的にいじめであるか否か判断する。

- ・ いじめられた児童から担任（または生徒指導主任等）が、直接いじめの有無及び詳細について聞く。
- ・ 事実確認は、「被害児童」→「加害児童」→「周りの児童」の順で行う。
- ・ 聞き取りは、複数の教職員で行う。（加害児童が複数のときは、「個別」「同時」に行う。
- ・ 聴取したことから、事情の照合を行い、事実を確定する。
- ・ 事実については、被害児童・保護者、加害児童・保護者に伝える。（双方の人権に配慮する。）

②指導・支援体制を組む 校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、養護教諭、学級担任などの教職員、SC、SSW、警察、児童相談所など連携して、役割分担を行う。

- ・ 被害児童の保護
- ・ 加害児童、周りで見えていた児童への指導
- ・ 心のケア
- ・ 教育委員会への報告
- ・ 保護者への説明、その後の指導の連携
- ・ 指導・支援したことの職員間の共有
- ・ 被害児童のその後の見守り

など

③子どもへの指導・支援を行う，保護者への対応

【被害児童・保護者への対応】

- ・被害児童の不安をできる限り除去し，被害児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携しながら，被害児童に寄り添える体制を構築する。状況に応じて，心理や福祉等の専門家であるSCやSSW等を活用したり，外部専門家の協力を得たりしながら支援する。
- ・被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，必要に応じて加害者児童を別室において指導し，被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ・被害児童が，加害児童との関係改善を望む場合には，教職員や保護者等が同席の下，謝罪・和解の機会を設けるなどして，関係改善を図る。
- ・被害児童の保護者に対しては，家庭訪問の際に，学校としての取組方針を伝え，誠実に対応する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも，継続して見守り，十分な注意を払いながら折りに触れ状況を保護者に伝えるとともに，継続的で丁寧な支援を行うとともに，必要に応じて心のケアを図る。

【加害児童・保護者への対処】

- ・組織的にいじめを止めさせ，再発防止の措置を講ずる。
- ・迅速に関係保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や承諾を得た上，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求め，継続的な助言を行う。また，家庭訪問もありえるが，この重大さをわかってもらうためにも学校にきてもらい，校長を交えて関係職員で話をし，学校としての取組方針を伝える。（謝罪・和解の場を設けるなど）必要に応じて，心のケアを図る。
- ・加害児童が，いじめは人格を傷つけ，生命，身体を脅かす行為であることを十分理解し，自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ・児童の個人情報の取り扱い等，プライバシーには十分に配慮し，心理的な孤立感や疎外感を与えないよう教育的配慮を行う。

【いじめを見ていた児童への指導】

- ・自分の問題として捉えさせるとともに，誰かに知らせる勇気をもつよう，指導する。
- ・はやしたてるなど，同調していた児童には，それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。

【いじめを通報した児童への対応】

- ・通報した児童のプライバシーが完全に守られるよう，十分に配慮する。
- ・勇気をもっていじめを通報した児童を十分称賛するとともに，守り通すことをはっきりと伝える。

6 重大事態について

重大事態とは

- ①生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（法第28条第1項第1号に係る事態）
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（法第28条第1項第2号に係る事態）「相当の期間」とは年間30日を目安とするが，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，この目安に関わらず，迅速に着手。

【重大事態の事例】

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・心身に重大な被害を負った場合
- 等

重大事態対応

- ①重大事態の発生・・・学校の設置者（市町村教育委員会）に重大事態の発生を報告
- ②学校の設置者（市町村教育委員会）が，重大事態の調査の主体を判断
- ③学校が調査主体の場合
 - （1）学校の下に，重大事態の調査組織を設置
 - （2）調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施
 - （3）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - （4）調査結果を学校の設置者に報告
 - （5）調査結果を踏まえた必要な措置
- ④学校の設置者（市町村教育委員会）が調査主体の場合 市町村教育委員会の指示のもと，資料の提出など，調査に協力

7 インターネット上のいじめへの対策

- ・道徳や総合的な学習の時間，学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールや情報モラルについて指導する。
- ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は，削除を求める。
- ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は，警察署に支援を求める。
- ・携帯電話・スマートフォン・ゲーム機のフィルタリング等，保護者への啓発活動を行う。
- ・保護者や職員を対象にしたネットやSNSに関する研修を行い，児童への適切な指導が行えるようにする。

8 教職員の資質向上

- ・いじめの問題の認知に関する教職員の共通理解
 - ・いじめの問題に関する教職員の資質向上
- ※体罰は，暴力を容認するものであり，児童の健全な成長と人格の形成を阻害し，いじめの遠因となる物であることから職員研修等により，体罰禁止の徹底を図る。

※参考資料・・・いじめ防止対策推進法，さつま町いじめ防止基本方針，鹿児島県いじめ対策必携

【年間計画】

月	月目標	計画及び評価	実態把握	各教科・道徳・特別活動	児童会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4	児童の実態を把握する。	年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成	いじめアンケート (県)	「いじめ問題を考える週間」の実施 「いじめ問題を考える日」(毎月5日)	1年生を迎える会	各教科における指導 携帯・ネット利用実態調査 (情報モラル教育指導計画あり)	家庭訪問	学校基本方針の確認
5	いじめへの対応策を検討する。	取組アンケートの集計, 取組の検証	なかよし実態調査				個別相談	心の教育推進委員会
6	子どもたちの人権意識を高める。	取組アンケートの集計, 取組の検証	学校楽しいーと	道徳(思いやり)	人権集会		個別相談	心の教育推進委員会
7	全家庭の教育相談を実施する。	取組アンケートの集計, 取組の検証	なかよし実態調査				個別面談 (全家庭)	心の教育推進委員会
8	カウンセリングについて研修する。	取組アンケートの集計, 取組の検証 2学期の活動計画の検討					個別相談	
9	児童の実態を把握する。	取組アンケートの集計, 取組の検証	いじめアンケート (県)	「いじめ問題を考える週間」の実施			個別相談	心の教育推進委員会
10	いじめへの対応策を検討する。	取組アンケートの集計, 取組の検証	学校楽しいーと	道徳(生命尊重) 道徳(集団生活の向上)			個別相談	心の教育推進委員会
11	いじめの実態把握を行う。	取組アンケートの集計, 取組の検証	なかよし実態調査			携帯・ネット利用実態調査	個別相談	心の教育推進委員会
12	子どもたちの人権意識を高める。	取組アンケートの集計, 取組の検証	なかよし実態調査	道徳(友情・信頼)	人権集会		個別相談	心の教育推進委員会
1	児童の実態を把握する。	取組アンケートの集計, 取組の検証	なかよし実態調査				個別相談	心の教育推進委員会
2	いじめへの対応策を検討する。	取組アンケートの集計, 取組の検証	学校楽しいーと	道徳(自他の尊重)			個別相談	心の教育推進委員会
3	次年度への引き継ぎを行う。	取組の検証 次年度活動計画案作成			6年生を送る会		個別相談	